

令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請要領（物品等）

輪島市が発注する物品の購入若しくは製造の請負又は売払い等について競争入札参加資格審査を希望される事業者の方は、本要領に従い申請してください。

資格審査を申請できる者

- (1) 資格審査の申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の決算において、販売（製造）高のある者
- (2) 審査基準日において、納期限の到来した国税、県税又は市税を完納している者
- (3) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
 - ウ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者

申請方法

- (1) 申請書類の作成・提出
輪島市ホームページに掲載する「物品等申請書」に必要事項を記載の上、必要書類と併せてフラットファイルに綴り込んで持参又は郵送等により提出してください。
フラットファイルの色は、本社所在地により【市内：黄色、県内：桃色、県外：青色】としてください。
- (2) 申請書等の確認
提出された申請書等を確認し、不備・不足がある場合は、申請書類の訂正又は再提出を求めます。
- (3) 審査結果の通知
審査結果の通知を書面で送付します。

提出書類に関する注意事項

- (1) 書類番号1 「2 参加を希望する業種」は、主に入札参加を希望する業種は1業種、その他で希望する業種は4業種まで申請することができます。ただし、申請者が輪島市との取引に常に応じられる業種に限ります。分類番号及び業種については、物品等申請書の物品営業種目コードを参照してください。
「主な取扱品目（業務内容）」は、具体的に100字以内で記入してください。また、販売業の場合は、「取扱商品のメーカー名」に主な取扱メーカー名を記載（字数制限なし）してください。
- (2) 書類番号1 「3 (1) 創業の時期」は、
 - ア 個人経営から法人組織に変更した場合は、個人営業開始年月を記載してください。
 - イ 個人又は法人が合併により従来と全く異なる営業となった場合は、その変更により発足した年月を記載してください。
 - ウ 個人又は法人が営業を承継した場合は、前営業の発足した年月を記載してください。

- (3) 書類番号1 「3 (2) 役員及び従業員数」は、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用されている者の人数を記載し、臨時又は日々雇用契約等による従業員数は含めないでください。
- (4) 書類番号1 「3 (3) 主な契約（取引）の概要」は、直前の決算期間中における売上に係る契約（取引）の中から、官公庁、民間取引を問わず、主要なものを5つまで選んで記載してください。金額の千円未満は切り捨てて記載してください。
- (5) 書類番号2 委任状は、契約等の権限を委任する場合に提出してください。
- (6) 書類番号3 営業所一覧表は、営業所ごとの名称、郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号が明記されたものを提出してください。営業所等がない場合は、提出は不要です。
- (7) 書類番号4 納税証明書は、市税においては輪島市様式、県税と国税においてはそれぞれの発行機関において定めた様式により、未納額のない1か月以内に発行された証明書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の徴収猶予や国税の納税猶予を受けている場合は、税を滞納していないものとみなすため、申請に当たっては、「当該猶予措置を受けている旨の付記書きがある納税証明書」又は「当該措置を受けていることがわかる通知書等」を提出してください。
- (8) 書類番号5 市税滞納有無調査承諾書は、輪島市内に本店又は契約等の権限を委任している営業所等を有する場合に提出してください。
- (9) 書類番号6 会社・法人の登記事項証明書は全部事項証明書とし、原則として現在事項証明書を提出してください（履歴事項証明書も可とする）。個人の場合は、代表者の身分証明書を提出してください。（いずれも3か月以内に発行されたもの）
- (10) 書類番号8 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書は、申請日時点の役員等を全て記載してください。また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、受任者が役員でない場合でも記載してください。
- (11) 書類番号9については、審査結果通知送付用の封筒（長形3号、84円切手貼付、住所・宛名記載）を提出してください。
- (12) 競争入札参加資格審査申請書受領書を希望する場合は、受領書と上記の封筒とは別にもう1部封筒（切手貼付、住所・宛名記載）を同封してください。